

令和2年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和2年3月23日（月曜日）

議事日程第5号

令和2年3月23日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第22号まで及び同第35号
- 日程第4 議案第23号から同第27号まで、同第36号及び陳情第1号
- 日程第5 議案第28号から同第33号まで、同第37号及び同第38号
- 日程第6 議案第34号
- 日程第7 議案第1号から同第12号まで
- 日程第8 議案第39号
- 日程第9 議案第40号から同第42号まで
- 日程第10 議案第43号から同第61号まで
- 日程第11 発議第1号
- 日程第12 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第22号まで及び同第35号
- 日程第4 議案第23号から同第27号まで、同第36号及び陳情第1号
- 日程第5 議案第28号から同第33号まで、同第37号及び同第38号
- 日程第6 議案第34号
- 日程第7 議案第1号から同第12号まで
- 日程第8 議案第39号
- 日程第9 議案第40号から同第42号まで
- 日程第10 議案第43号から同第61号まで
- 日程第11 発議第1号
- 日程第12 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	中村	実	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	高澤	公	君	15番	田中	立一	君
16番	古川	昇	君	17番	渡辺	重雄	君
18番	松尾	徹郎	君	19番	五十嵐	健一郎	君
20番	吉岡	静夫	君				

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹	君	副市長	藤田	年明	君
総務部長	山本	将世	君	市民部長	五十嵐	久英	君
産業部長	見辺	太	君	総務課長	渡辺	成剛	君
企画定住課長	渡辺	孝志	君	財政課長	大沢	喜昭	君
能生事務所長	土田	昭一	君	青海事務所長	穂苅	真	君
市民課長	小林	正広	君	環境生活課長	高野	一夫	君
福祉事務所長	川合	三喜八	君	健康増進課長	池田	隆	君
商工観光課長	大嶋	利幸	君	農林水産課長	猪又	悦朗	君
建設課長	五十嵐	博文	君	復興推進課長	斉藤	喜代志	君
会計課長 会計管理者兼務	山口	和美	君	ガス水道局長	樋口	昭人	君
消防長	丸山	幸三	君	教育長	井川	賢一	君
教育次長	磯野	茂	君	教育委員会こども課長	磯野	豊	君
教育委員会こども教育課長	泉	豊	君	教育委員会生涯学習課長			
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	伊藤	章一郎	君	中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	小島	治夫	君
				監査委員事務局長	渡辺	一彦	君

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 山 川 直 樹 君
係 長 上 野 一 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、山本 剛議員、12番、斉木 勇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る2月28日と3月19日に議会運営委員会が開かれていますので、その経過と結果についてご報告いたします。

委員長報告につきましては、総務文教、市民厚生常任委員会委員長から、休会中に行われた所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申し出があることから、本日の日程事項としたいものであります。

次に、議員発議について報告いたします。お手元に配付してあります発議書のとおり、発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の手続を経て提出されています。これを本日の日程事項とし、委員会の付託を省略して、即決にてご審議いただきたいものであります。

次に、議会改革についてであります。糸魚川市議会基本条例の検証について、案を絞り込み、検証を続けていくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、6月議会の一般質問受付は、オリンピック聖火リレーの出発式が受付の時間帯と同時刻に行われるため、受付を11時からにすることに更改いたしました。

そのほか、大町・糸魚川二市議会議員連絡協議会が今年も大町で開催されることが決定されています。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、3月10日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、1、第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について、2、陰山メソッドについて、3、令和2年度行政改革実施計画（案）について、4、第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、以上4項目について調査を行っております。

主な内容をご報告いたします。

1点目、第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について、来年度から始まる第2期の計画案について、変更箇所等について説明を受けています。第1期計画を踏襲し、主要事業に関して令和

6年度の目標値を定めたものであり、保護者代表、幼稚園、保育園等の関係者、学識経験者などから成る糸魚川市子ども・子育て会議に内容を諮り、作成したとのこと。

委員より、計画にある屋内遊戯施設整備に関して質疑があり、悪天候でも子供が利用できる施設の整備をするという項目は、第1期計画でも検討中で記載があり、今回の計画期間内に説明できるようにしていきたい旨の答弁がありました。

また、計画を実施していく上での人員体制について質疑があり、こども課所管の事業が多いが、庁内で連携をしてこの計画を推進していかなければいけないとの答弁がありました。

2点目、陰山メソッドについて、目的、今年度の実施内容、成果及び課題について説明を受けております。

委員より、取組についていけない児童に対する対応について質疑があり、市内14校のうち、別室での対応が5校、学級担任や級外職員が休み時間で対応しているのが6校、目標を持たせながら対応しているのが3校で、各学校がそれぞれ子供の学びのために力を尽くしているとの答弁がありました。

3点目、令和2年度行政改革実施計画（案）については、概要について資料に基づき説明を受けています。

委員より、内部監査制度の強化と業務監査の実施の検証について、市の新たな取組に関する質疑があり、今すぐ内部統制には対応しない。新年度より外部団体による市の業務チェックである外部診断の準備を進める。こちらのほうがより効果的な事務の展開ができるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員より、上水道料金の新たな料金体系の構築について、今後の検討について質疑があり、ガス水道局では、去年からこの検討委員会を始めている。それらを含めて今後話をさせていただきたい。今までの地域の経過等も含めて精査する必要があるとの答弁がありました。

4点目、第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、9月、12月の所管事項調査での説明を受け、今回まとまった計画の説明を受けております。今後、パブリックコメントの後、意見を反映し、3月末までの計画策定を目指すとのこととあります。

委員より、ジオパークでの経済活動、石のまちプロモーションやSDGs、地域づくりプランなど、他で立ち上げている取組との関わりに関して質疑があり、戦略であり、担当課それぞれが持つものや関係する機関の中で協議し、横一線を進めていくやり方をしていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

他の委員より、重点戦略事業の中にある糸魚川ライフスタイルの提案と発信について質疑があり、Uターン、Iターンされてきた女性を中心に、移住者の方々の考えや生活スタイルを発信することにより、移住につなげたい旨の説明がありました。根気の要る施策になるので応援する旨の意見がありました。

ほかにも多くの質疑・意見がありましたが、割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会では、3月9日に所管事項調査を行いました。

調査項目は、次期ごみ処理施設の整備について、第2次環境基本計画及び第2次一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントについて、健康づくりセンタープールの整備について、地域医療体制についての、この4項目であります。

まず、次期ごみ処理施設の整備については、現地調査を行い、工事の状況等について説明を受けました。担当課より、建物内部工事はほぼ完了し、外構工事も植栽工事等の一部を除きほぼ完了している。1月29日からごみ焼却の試運転を開始している。今後は、引渡し性能試験を行い、3月31日竣工、施設の引渡しとなる予定であると説明がありました。

委員より、焼却灰の排出量についての質疑に対し、試運転開始の約1カ月分では、焼却灰43.9トン、飛灰が13.9トンであると答弁がありました。

また、委員より、見学コースに整備中のプロジェクションマッピングについて、映像表現が足りないのではないかと質疑に対し、まだナレーションがない状態のため、映像内容も含め、ストーリー性を持たせた表現内容にしたいと答弁がありました。

次に、第2次環境基本計画及び第2次一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントについては、担当課より、両計画についてパブリックコメントを実施した結果、一般廃棄物処理基本計画に対して1件のご意見があった。いただいたご意見は、糸魚川市ごみ処理施設のあり方検討委員会の基本方針に沿って整備してほしいとの内容であり、既に計画に記載済みや織り込み済みであるため、計画の変更はしないものとしたとの説明がありました。

委員より、市民からの意見が1件であったことに対する質疑に対し、公害や環境問題は起きていない状況であり、糸魚川市の環境は保たれているとの市民意識があるのではないかと。廃棄物処理に対しては、安定稼働が見込まれているストーカ炉の設置や、分別、リサイクルが順調に進んでいるので、意見が少なかったものと判断していると答弁がありました。

次に、健康づくりセンタープールの整備については、現地調査を行い、工事の状況について説明を受けました。担当課より、駐車場など外構工事の一部を除き工事は完了している。3月26日

に竣工式を行い、4月1日に開設予定である。運営は糸魚川健康づくりパートナーズが行うと説明がありました。

委員より、全スタッフの人数、運営体制に対する質疑に対し、全スタッフは30人、そのうちのプール棟は10人で運営に当たる。指定管理者とは月1回の定例会議を実施しており、利用者の声や意見の把握はアンケート等の中で対応していきたいと答弁がありました。

次に、地域医療体制については、医師看護師確保対策として修学資金の貸与を行っており、貸与制度利用のうち、医師は6名、看護師・保健師等は51人が市内で従事している。また、人口減少による医療機関への対応として、糸魚川総合病院との共同により糸魚川市内産婦人科利用促進プロジェクトを実施し、出産奨励金の交付やお祝い膳の提供などを行い、産婦人科医師2名の体制が維持されていると説明がありました。

委員より、修学資金制度を利用して市内就職につながらなかった方々も、返済が終われば関わりも終わりではなく、市内医療機関に戻ってきてほしいというメッセージの発言を続けることが必要でないかとの質疑に対し、一旦市外に出てしまうと難しい部分もあるが、何らかのつながりが必要と認識しており、帰るきっかけになるような施策を考えたいと答弁がありました。

その他、各項目で質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第13号から同第22号まで及び同第35号

○議長（中村 実君）

日程第3、議案第13号から同第22号まで及び同第35号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案について、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については全て原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告します。

議案第14号、糸魚川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員が行うサービスの宣誓に関し、正職員との待遇差も考慮した対応に関する質疑・意見がありました。

議案第17号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童クラブの支援員の資格取得に関し、資格取得方法、猶予期間等について質疑があり、各児童クラブには支援員を1人設置しなければいけない。2年以内に研修を受けることをみなし、支援員として認めて勤めることができる旨の説明を受けております。

議案第22号、辺地に係る総合整備計画の変更については、山口、外波・上路、玉ノ木・市振の整備計画を変更したいもので、今後予定している事業の財源となる辺地対策事業債の措置があることから、辺地債を使うための財源を確保するためのものと説明を受けています。

その他、各議案に対し幾つかの質疑等がありましたが、異議なく可決しております。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、糸魚川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市理科教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市青海屋内水泳プール条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、令和元年度糸魚川市学校給食特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第23号から同第27号まで、同第36号及び陳情第1号

○議長（中村 実君）

日程第4、議案第23号から同第27号まで、同第36号及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

建設産業常任委員会の委員長報告を行います。

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、去る3月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については全て原案可決、陳情第1号については不採択であります。

審査における主な事項についてご報告いたします。

議案第23号、糸魚川市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定については、委員より、この条例制定によって国からの支援はあるかとの質疑があり、この条例の制定により国からの支援は特にないが、経営発達支援計画というところで市との関与が必須になり、商工会議所、商工会が国に諸申請をするときに、総論的には有利に作用すると考えているとの答弁がありました。

委員より、起業や製品開発、技術開発やサービスの質的向上など、今まで以上にバックアップして振興を図る必要があるのではないかとの質疑があり、条例の中に、商工団体の経営指導員と連携してイノベーションの種を見つけて、経営指導を受けながら企業のイノベーションを育てていきたいという補助金も考えているところであり、よりパワーアップした形できめ細かくやっていきたいとの答弁がありました。

委員より、金融機関と教育機関の連携についての質疑があり、条例中の中小企業関係団体は、商工会議所、商工会、その他中小企業を支援する団体とあるが、これには認定支援機関等も含めている。また、本市には大学がないことから、条例中に教育機関の表記はないが、今まで以上に支援機関として連携を深めていくと答弁がありました。

委員より、市内で本当の末端で商売されている方にとってこの条例を制定するメリットは何かとの質疑があり、条例中に中小企業・小規模企業と並列して表記した理由として、小規模企業者を重視するためであり、今以上に補助支援メニューの啓発に努めたい。そもそもこの条例は市民福祉の増進に深く関わっていることを認識することが目的であり、市民も積極的に関わり、地産地消、地元消費の促進というところで小さなお店にもメリットが出るようにしたいと答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛させていただきます。

議案第24号、糸魚川市農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、糸魚川市民公園条例の一部を改正する条例の制定についての各議案について、若干の質疑がございましたが、割愛させていただきます。

議案第27号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについて、議案第36号、令和元年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんでした。

陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、賛成、反対の意見が出され、起立採決の結果、不採択となりました。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終了いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に賛成の立場から討論します。

陳情項目は3項目であります。いずれも時宜を得ているものと思います。

1つは、最低賃金時給1,500円を目指しての大幅引上げです。日本は労働市場の二重構造と言われる正規労働者と非正規労働者の間で大きな賃金格差があり、低所得者の割合がOECD加盟国の中では高い部類に入っています。1人当たり実質個人消費は真ん中以下となっています。このような状況の中で、最低賃金が上がれば、確実に消費が伸びます。この改善は早急に行う必要があると思います。

2つ目は、全国一律最低賃金制度にすることです。日本弁護士連合会も、格差が拡大していることから、全国一律最低賃金制度の実施を求めています。全国知事会も提言で、全国一律最低賃金制度の実施を求めています。

3つ目は、最低賃金の引上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充することです。これも当然の要求だと思います。

これらは地域経済の活性化にも連動するものであり、早急に実現してほしいものでありますので、本陳情に賛成するものであります。

以上です。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号、糸魚川市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市民公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、公有水面埋立ての免許の申請に関し意見を述べることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、令和元年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第28号から同第33号まで、同第37号及び同第38号

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第28号から同第33号まで、同第37号及び同第38号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、去る3月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については全て原案可決であります。

審査における主な事項についてご報告いたします。

まず、議案第28号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、平成28年の改正後、繰越金が増加したことにより、被保険者の負担抑制を図るため、繰越金を活用し、保険税率の引下げの改正を行うものである。また、今回の改正で、医療分の資産割は、採用している自治体が少ないこと、また、低所得者への負担が大きいため廃止する。今回の改正で、糸魚川市の1人当たりの国民健康保険税の合計は県内で高い順位であったが、試算では下位に下がる見通しとの説明がありました。

委員より、他の自治体も税率を引き下げていく状況があれば、順位は変わらないのではないか、資産割は状況によっては必要と考えるが、推移を見ていくということかとの質疑に対し、他自治体の状況を調査した結果、改正予定がない自治体が多数であり、順位は下がると見ている。また、資産割については、合併以来4方式を続けてきたが、見直しの結果、低所得者の負担の現状を考えると、当面の間ではなく、廃止していく考えであると答弁がありました。

次に、議案第30号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、指定管理者からの申し出により、墓地の名称及び年間利用料金を変更したいための改正であるとの説明がありました。

委員より、今回の改正内容や目的について詳しく聞きたいとの質疑に対し、指定管理者は新舟共同墓地組合であり、料金改定は、今後、経年劣化により修繕が必要となることから、年間利用料金

の上限額を引き上げたいとの意向である。土地所有者は糸魚川市であり、今後、災害等の発生で大規模修繕となれば、費用負担等は協議することになっていると答弁がありました。

次に、議案第32号、糸魚川市高齢者共同住宅条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、高齢者共同住宅サンハイツを廃止したための改正で、利用者のニーズが少なく、現在時点では利用者はいない状況であると説明がありました。

委員より、廃止した後の対応はどう考えているかとの質疑に対し、民間利用や建物の解体も含めて検討していきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市高齢者共同住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、令和元年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、令和元年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第34号

○議長（中村 実君）

日程第6、議案第34号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第34号について、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告します。

財政課関係において、歳入の基金積立金利息の増額について、利率のよい運用ができたことに対する増額に対し、運用方法に関して質疑がありました。

その他、若干質疑がありましたが、異議なく可決しております。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、田中 一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中 一君登壇〕

○15番（田中 一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第34号については、去る3月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、復興まちづくり賑わい推進事業では、本町通り雁木整備促進事業補助金は今年度で5件、2,100万円を予定していたが、実績は1件だったことから、減額したいとの説明に、委員より、その理由についての質疑があり、予算要求前に意向調査をしたが、道路に面してカーポートを造る際に支障となること、市が整備する雁木を参考にしたいことなどから、見送りや先送りとなり、整備に至らなかったと答弁がありました。

シーサイドバレースキー場管理運営事業の指定管理料の増額は、少雪に伴い営業ができなかったことから、シーサイドバレースキー場と市との基本協定書のリスク分担に基づき協議を行い、負担額を決定するとの説明に、委員より、この補正で指定管理料が約1億3,300万円になる。シャルマンも含めると2億円以上になるが、温暖化が進む中で抜本的な対策が必要ではないかとの質疑があり、補填については、雇用の確保や交流人口の誘導による宿泊施設、飲食店などの多くの関連産業への経済効果だけでなく、教育や健康増進など冬期間における地域の中核施設として様々な効果を生み出しているとのことで、総合的に判断していきたい。もう少し気候などの状況を見て判断する必

要があり、今回の場合はスキー場として営業ができない中での赤字であり、市としての責任、リスク分担であると答弁がありました。

建設課では、生活交通確保対策事業で、タクシー運賃単価の改定に伴い、予算の不足分の補正であるとの説明に、委員より、この補正により昨年度より補助額が多くなった原因についての質疑があり、国からタクシー事業者に対して労働条件の改善を目的にした運賃改定の指導があり、乗り合いタクシーの運行経費が増加する形となり、補正するとの答弁がありました。

高速バス確保対策事業では、新潟糸魚川線の運行に伴う欠損額が増加したことによる補正であるとの説明に、委員より、昨年度決算に比べ補助額が多くなっている原因についての質疑があり、利用者が減少した部分もあるが、ＩＣカードの導入による料金割引に伴う収入の減少であると答弁がありました。

委員より、新潟糸魚川線の今後の見通しについての質疑があり、新潟と糸魚川を直通で結ぶ重要な公共交通路線であるため、利用者の新潟市内での行き先などニーズの把握に努め、利用促進を行っていききたい。また、現在、県と関係市町村、バス事業者、学識経験者で新潟県全域をどのように高速バスで結べばよいか検討しているとの答弁がありました。

委員より、高速バスのＩＣカードはバス会社共通のカードか、ＩＣカードへの切替えに関する周知が必要ではないかとの質疑に対して、使用できるカードは、Ｓｕｉｃａ、ＩＣＯＣＡ、ＰＡＳＭＯといった鉄道やバス、買物にも使えるカードが高速バスでも使えるようになった。カードの購入ができるのは、Ｓｕｉｃａは上越妙高駅、ＩＣＯＣＡは新高岡駅であるが、新潟交通の交通系カードのりゅうとは高速バスの車中で購入でき、チャージもできる。事業者とも話をして、利用される方への周知に取り組んでいく必要があると考えていると答弁がありました。

ほかにも質疑や確認事項がありましたが、割愛いたします。

以上で、議案第３４号、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔４番 吉川慶一君登壇〕

○４番（吉川慶一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第３４号については、去る３月９日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、４款２項１目生活環境総務費の２７、鳥獣対策事業は、イノシシなど有害鳥獣の捕獲が増加しているため、捕獲出動費などの経費を含めた鳥獣捕獲委託料を追加するものである。今後も有害鳥獣の適正な個体管理に努めて、人身被害の防止を図っていくと説明がありました。

委員より、少雪による捕獲状況の影響、また、年間捕獲数の集計から見ると鳥獣は減少しているのかとの質疑に対して、少雪による影響に対して懸念があったが、猟友会との確認では、わななど

捕獲技術の向上もあって順調に進んでいる。専門家の話では、イノシシを減少させるには生息数の約7割を3年間続けて捕獲していかなければ減らないと言われているが、そこまで捕獲できていない状況であると答弁がありました。

福祉事務所関係では、3款1項5目、老人いきがい対策費の1、老人いこいの家事業では、当初見込みより利用者が増えたための増額補正であると説明がありました。

委員より、利用者の増加状況についての質疑があり、前年比1,554名の増加を見込んでいる。増加の原因は、暖冬少雪であったため、足回りがよく、特に山間地の温泉施設の利用が増えているとの答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

暫時休憩します。

〈午前10時55分 休憩〉

〈午前10時56分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

佐藤議員、発言を許します。

○7番（佐藤 孝君）

議案第34号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）に関連して伺います。

7款商工費のシーサイドバレースキー場管理運営事業であります。当初予算8,034万円に対して、指定管理料5,300万円の補正であります。総額1億3,300万円となります。雪が降らなかったためオープンできなかったということは理解できます。5,300万円の使い道、どういうふうにするかということについては議論されましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

指定管理料5,300万円の議論についてでありますけれども、そのことについては議論はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

今後の温暖化の進行、これはもう誰の目にも明らかなわけですが、営業時間が徐々に短くなり、一層経営が厳しくなり、スキー場の経営が困難になっていくということが予測が容易なわけではありますが、これに対して抜本的な対策を打つべきだと思うんですが、その抜本的な対策については議論されましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

抜本的な対策についてのご質問でありますけれども、先ほどの報告にもさせていただきましたが、補填については、雇用の確保や交流人口の誘導による宿泊施設、飲食店などの多くの関連産業への経済効果だけでなく、教育や健康増進など冬期間における地域の中核施設として様々な効果を生み出しているのので、総合的に判断していきたい、もう少し気候などの状況についても見て判断をする必要がある、このように報告させていただいたとおりであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

糸魚川市が行うべきことは、スキー場の維持管理であります。指定管理を受託している会社が会社の存続のために事業を展開することは、その会社の責任として行うべきではないかと考えます。どっちにしましても、抜本的対策をとるのは市の責任だと思います。オープンできないということは、当初予測できなかったことでありまして、人件費の支払いもありますので、今回は反対するものではありませんが、私は退席させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〈午前11時00分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時01分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7. 議案第1号から同第12号まで

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第1号から同第12号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

これより予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算、議案2号から議案第8号、特別会計予算までの7件、議案第9号から同第12号までの企業会計予算4件の12件であります。審査は、去る3月12日から3月13日まで及び3月16日から3月17日までの4日間にわたり委員会を開催して行っていました。

審査結果につきましては、議案第1号、糸魚川市一般会計予算及び議案第4号、糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算については、起立採決、その他の議案につきましては、全会一致で採決され

ております。結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略をさせていただきます。要点のみの報告といたしますので、あらかじめご承知おきをお願いを申し上げます。

委員より、2款総務費、1項5目地域振興費の63、糸魚川ジオパーク匠の里創生事業について質疑があり、匠の里は根知地域において作家としての自立や作品活動が一人前に達していない方々と地域も一緒になって、地域づくりも併せて進めていくことを条件に入れてスタートしたわけですが、今後は糸魚川や地域を体験して知っていただくことを中心に進めていき、エリアを広げていく必要があるのではないかと考えております。しかし、今までの経過を考慮した中では、助け合いながら地域づくりや作家活動を相互に支え合う取組の目的を再度明確にして、コンセプトをまとめて事業を進めていきたいと答弁がありました。

委員より、10款1項教育総務費の70、高校を核とした地域人材育成事業で、高校の魅力づくりについて質疑があり、文部科学省も各学校で学校長の判断で多方面の授業が実施できるような枠組みを示してきましたので、学校、地域、市が協働で魅力づくりの議論を開始して、未来を生き抜く人材育成を基本に事業を進めていきたいと考えております。地域や企業と関わりながら、知識、技能だけでなく、思考力、判断力、表現力を身につけていくような意欲を学ぶコンソーシアムを立ち上げていきたい。また、人口減少、東京への集中が進む社会現象にあって、高校教育段階では地元に残すことは働く場所や住環境などの様々な要因があり、困難さがあります。今後、高校までの教育は他市に負けない教育ができるという位置づけを基本に据えて、小学校、中学校、高校の教育段階で最大の魅力づくり、ここで生まれ育ってよかった、住んでいきたいという魅力、帰ってきたいという魅力をつくっていくことが大切だと答弁がありました。

そのほか、3款民生費、7款商工費をはじめ、各会計予算において多くの質疑が交わされておりますが、報告は省略とさせていただきます。

最後に、4日間、審査開始時間を早めたり終了時間を延長するなどの再三の日程変更にもかかわらず、委員各位並びに行政担当各位より議事進行に多大なるご協力いただき、長時間にわたる熱心な審査の上、予算審査を終了することができましたことを、副委員長とともに感謝をし、お礼を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

2款総務費では、社会保障・税番号制度関連システム整備事業と関連の住民票等コンビニ交付事業には賛成できないものであります。マイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業は、多額の経費がかかる割にメリットが少ないシステムであります。顔認証もできませんし、なりすましや紛失等による被害も想定され、個人情報保護の点でも疑念があります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口は、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことと考えます。

3項清掃費、ごみ処理施設管理運営費であります。新しいごみ処理施設が令和2年4月から正式稼働します。ストーカ式処理能力1日48トン、24トン2系列の施設で、建設に58億3,200万円、運営費は20年間で79億7,040万円、合計138億240万円で、設計、施工、運営一括の契約がなされております。58億円という建設費で20年サイクルで更新する施設は、糸魚川市では他にないのではないかと思います。次回ごみ処理施設を新しくする際にはほとんどの当事者がいなくなっていると思いますが、これまでの経験を生かし、炉だけ更新し建物はそのまま使う方法、建設費が格段に安い処理方式等、次回当事者になる方たちが過去を振り返り、熟議、検討されることを願うものであります。

新年度の運営委託料として4億800万円計上されておりますが、長期契約で建設費以上にもなるにもかかわらず、議会の議決事項になっていなのはおかしいこととあります。法的問題ではあります。一言述べさせていただきます。

7款商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に9,458万2,000万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に1億2,650万1,000円、2020年度、令和2年度予算における2つのスキー場の管理運営事業費の合計額2億2,083万3,000円が計上されております。今から10年前の2010年、平成22年予算では、スカイパーク事業からグリーンメッセを除いた2つのスキー場の管理運営事業費合計額は約1億円でした。2つのスキー場の管理運営事業費が上がり続ける問題の根本には、地球温暖化の影響があり、自助努力で解決できる問題ではないと思います。今後、2つのスキー場に係る事業費はさらに増えていく可能性が高いと思います。地球温暖化が進むにつれ、採算の合う営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えますが、残念ながら、そのような先を見据えた取組がなされているとは言い難いと考えます。

以上の点から、本案に反対するものであります。

次に、議案第4号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算であります。平成20年

度に制度が開始され、保険料軽減のための特例措置が平成29年度から段階的に廃止されております。後期高齢者医療制度の基本的性格は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける制度と言えるのではないかと思います。このような基本的考え方ではありますが、高齢者の利用や負担がどうなるかという点では、新年度予算では保険料率の改定による保険料増が見込まれております。公的負担を減らし、利用者負担を増やす流れの中での負担増には賛成できませんので、本案には反対であります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○19番（五十嵐健一郎君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

予算編成については、第2次総合計画の着実な推進と駅北大火からの復興を着実に展開する年として、人口減少社会に対応したまちづくりなど重要施策を定め、知恵を出して、限られた財源を有効に、最少の経費で最大の効果を上げるべく、よく考慮し、住民のため、科学的、合理的な編成であると評価し、市長をはじめ、理事者、各部課長並びに職員の皆様のご労苦に対し厚く御礼申し上げます。

歳入については、財源確保が最重要課題であり、合併特例債や過疎債等の優良債を優先に充当し、過去の実績、積算基礎を検討、分析し、地方財政計画を参考に、的確な算定をしていただいております。

歳出では、主要事業として、次期一般廃棄物最終処分場整備や、えちごトキめき鉄道押上新駅設置事業、総合体育館、能生中、青海中の改修、農地環境整備及び耕作条件改善事業、勝ちゆく企業イノベーション支援事業、医療・介護人材確保・育成事業、保育所・学校等防犯カメラ整備事業、中学校キャリア教育フェスティバル事業など、当市の厳しい財政状況と経済環境に配慮した予算であります。

また、第3次総合計画策定事業に当たり、アンケート調査をしっかりと集計・分析し、企業や大学等と連携し、地域振興と地域活性化の政策提言をいただくとともに、RPA導入などによる業務改善や意識改革に積極的に取り組んでもらいたいことをお願いし、市民一人一人がより豊かで潤いを実感できるまちづくりの実現に向けた予算編成であると評価し、こうした形勢を良とし、令和2年度一般会計予算266億4,000万円に対し、賛成するものであります。

「さわやか すこやか 輝きのまち」を着実に達成できますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（中村 実君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算について反対討論を行わせていただきます。同じところで、議案第4号、令和2年度の後期高齢者問題についても取り上げさせていただきます。

まず、第1号のほうで、各論的に拾い上げれば時間的にも限りがあります。ということで、視点・論点を総論的にといいましょうか、予算づくりの根っこに焦点を絞り、論じさせていただきます。よろしくお願ひします。

今、若者流出現象が、そして一方では高齢社会化への流れが、さらに一方ではさらなる弱者増社会への対応がそれぞれ大きな問題となっており、その現実化は決して人ごとではありません。一方、目を転じてみると、そういった現実の流れに対して、あるいはそういった底流に抗した形といいましょうか、強さを求める、にぎわいを求めるといった動きが強まっております。が、私、こういつたときこそ踏ん張りの思考を巡らせるときではないかと考えるのであります。

私は、であればこそ、むしろそこに、高齢者となってみてよかったと思えるまちづくり、あるいは弱者になってみて安心が実感できるまちづくり、これ誰でもそうなるかもしれません。私自身を含めて。言葉を変えて言えば、にぎわいから静かさへのまちづくり、あるいは強さから弱さへのまちづくりへ根幹を置いていく、行政の軸足を据えていく、置き換えていくべきだと提唱させていただきたい。

視点を変えますが、今、市議会議員は19人、さらに市長は市長で、二元代表の1人として、それぞれの思いで、それぞれの世界観、あるいは人生観で動いております。思いがあって当然であります。動きがあって当然であります。市長にしろ、議員にしろ。であればこそ、この機会に予算審議を通して、今回は、今は、この場はあえて皆様に今申し述べさせていただいた事柄を、根っこへの思い入れを強調させていただきたいです。

以上の論旨に基づき、私、議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

続いて、議案第4号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行わせていただきます。

当案件につきましても、発足当初から、これはもう毎回言ってることなんですけれども、時の政権のいかんを問わず、大幅な改定、あるいは改善を含む見直しが続けられてきたものであります。私もその都度言い続けてまいりました。それが、残念ながらといいましょうか、大きな動きに至らないまま今日に至ったこと。さっきも言いましたように、私もこれまで予算審議ばかりではなくて、言い続けてまいったわけでありまして、至らない。

ということで、以上の論旨に基づき、私、議案第4号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論とさせていただきます。

以上であります。よろしくお願ひをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（中村 実君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算について賛成討論を行います。

初めに、日本の社会は少子高齢社会であり、ほとんどの自治体で人口減となっております。その結果、税収が減ることを前提に、様々な事業に対して否定的な意見があります。また、中長期的な取組に対して、際立った成果や効果が見えないからやめたほうがよいという見方もあります。しかし、持続可能なまちにするためには、何が得策かを積極的にチャレンジする自治体でなければ、若い人たちから見て魅力のあるまちとはなり得ません。もっと言えば、事業に対する取り組む姿勢に勢いがあるところこそ魅力があると考えます。今回の予算案は、市民の安心・安全や生活弱者への支援と経済振興を考えた積極的なものとなっております。

一方で、糸魚川市は早々に世界ジオパークや輝く女性のまちづくりにおいてSDGsの取組を積極的に展開しております。私たち公明党もSDGsの取組を推進しており、新年度予算においても、教育、福祉、環境、経済の諸活動にわたり、SDGsの一人も取り残さないという理念のもと、地域経済の振興につなげる試みと持続可能なまちづくりにつながる各事業に大いに期待しているところであります。

そのような背景から、特に評価している事業を款別に紹介することで確認をしておきたいと思えます。

まず、2款総務費では、行政改革推進事業の業務効率化外部診断の導入、中学生の広島派遣では、コロナウイルスの対応をすることとしております。ふるさと活動支援事業の登録団体の拡大、eー市役所推進事業のRPA導入、根知地域を核とした糸魚川ジオパーク匠の里創生事業、大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業の継続、あおり運転抑止となるドライブレコーダー設置促進事業の新設、不審者対策となる防犯カメラ設置補助金、大糸線などの維持のための鉄道利用促進事業、高齢者のお出かけに役立つ生活交通確保対策事業などがあります。

3款民生費では、権現荘を新たに加えた老人いこいの家事業、共働きやひとり親家庭の支援となる学童保育事業、不審者対策としての保育所等防犯カメラ整備事業の新設、ワンストップで相談できる子育て世代包括支援センター事業の拡充などがあります。

4款衛生費では、健康診査事業のがん検診においてAYA世代への周知、水中運動教室がある健康づくり推進事業では、ひすいの湯での水中運動が継続とされております。妊娠アシスト事業では、新たに産前・産後ヘルパー派遣が加わり、不妊症及び不育症治療助成とともに、出産の環境が拡充されております。また、新たにおたふくかぜ予防接種助成事業により、子供が受ける全種類の予防接種で支援を行うこととなっております。医師養成修学資金貸与の継続、新エネルギービジョン計画策定と環境フェアイベントにおけるSDGsの推進は高く評価しております。

5款労働費では、ワーク・ライフ・バランスのPR動画の活用と成果に注目しております。

6款農林水産業費では、農林水産業における担い手育成事業では、AIやIoT、5Gなどによる新しいものを生かせる人づくりに期待をしております。森林管理推進事業では、木製のグッズやベンチの作成と普及があり、水産資源活用産学官連携事業では、特に海洋高校と近畿大学のノドグロ養殖など、具体的な取組の新たな展開を期待しております。

7款商工費では、新規でシェアリングエコノミー活用推進事業と勝ちゆく企業イノベーション支援事業を注目しており、移動販売支援事業では拡充が見られます。糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業、シーサイドバレースキー場管理運営事業、シャルマン火打スキー場管理運営事業の3事業は、攻めの観光戦略に期待をしております。併せて、インバウンド推進事業では、台湾人とオーストラリア人をターゲットとすると明言しており、その本気度が伝わってきております。石のまち観光プロモーション推進事業では、高浪の池にドッグランの整備があります。観光振興としてドッグランを提案しておりましたので、新たな客層の獲得ができると期待しております。SLくろひめ号整備事業では、トワイライトエクスプレス号の展示とともに、鉄道観光の拠点化が進みます。

8款土木費では、街路灯設置事業では、地区要望の500基分とトラブル時の対応分として120基のLED照明の予算が確保されております。バリアフリー環境整備推進事業では、ハード面とともに、心のバリアフリーの推進にも期待をしております。市営住宅長寿命化事業では、若者向けの空間づくりや利用者の対象者拡充を念頭に検討していただくこととなっております。

9款消防費では、消防団の山岳とドローンの機能別消防隊の新設、遠隔地AED普及事業、こども消防隊育成事業と防災備蓄品の液体ミルクは継続されております。防災費では、大雨の際、アンダーパスへの車の進入を防ぐための側壁に水位表示のカラーリングや、停電時の公用車による電気自動車の活用なども検討されることとなっております。

10款教育費では、不審者対策として学校等防犯カメラ整備事業の新設、中学生海外派遣事業については、コロナウイルスなどの世界情勢を十分考慮した上で進めていくこととなっております。新規の中学生キャリア教育フェスティバル事業では、働くことをより身近に感じてもらう取組となっております。要望の強かった青海中学校の体育館の屋根の改修事業、絵本ふれあい事業では、子供たちの興味を膨らます楽しいものとなることに期待をしております。博物館費では、ショップ用のグッズとして、SDGsの食品ロスのためのドギーバッグなどについて、漫画「宝石の国」とのコラボが検討されることを期待しております。また、ジオパークや石についてのガイド養成も観光資源としての活躍に期待をしております。市民総合体育館の空調整備並びにトイレの洋式化は、災害時の避難所機能として配慮が感じられる施設整備となっております。

以上述べました事業を高く評価し、令和2年度糸魚川市一般会計予算案に賛成討論といたします。各議員におかれましては、賛成のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号、令和2年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、令和2年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、令和2年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、令和2年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和2年度糸魚川市学校給食特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、令和2年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、令和2年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、令和2年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和2年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、令和2年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第39号

○議長（中村 実君）

日程第8、議案第39号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第39号は、教育委員会の任命についてでありまして、鶴本修一さんの任期が令和2年5月19日をもちまして満了となりますことから、再度任命することについて、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第39号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9．議案第40号から同第42号まで

○議長（中村 実君）

日程第9、議案第40号から同第42号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第40号から議案第42号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、任期が令和2年5月18日をもちまして満了となりますことから、議案第40号は、小田島澄恵さんを再度選任することについて、議案第41号は、新たに村井康さんを選任することについて、議案第42号は、新たに山岸洋一さんを選任することについて、それぞれ議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第40号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

昼食時限のため13時まで暫時休憩いたします。

〈午前11時50分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第10．議案第43号から同第61号まで

○議長（中村 実君）

日程第10、議案第43号から同第61号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第43号から議案第61号は、農業委員会委員の任命についてでありまして、任期が令和2年7月19日をもちまして満了となりますことから、議案第43号は、齊藤健一郎さん、議案第

44号は、片山敏隆さん、議案第45号は、大島 博さん、議案第46号は、恩田正平さん、議案第47号は、園田岳彦さん、議案第48号は、松澤一久さん、議案第49号は、米原文明さん、議案第50号は、荻野輝道さん、議案第51号は、鷺澤茂雄さん、議案第52号は、伊藤眞一さん、議案第53号は、福田幸生さん、議案第54号は、井上二郎さん、議案第55号は、齋藤 登さん、議案第56号は、稲葉淳一さん、議案第57号は、齋藤清美さん、議案第58号は、川合次夫さん、議案第59号は、川内敏夫さん、議案第60号は、松澤隆一さん、議案第61号は、樋口佐登子さん、以上19名を任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第43号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第45号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第46号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第47号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第48号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第49号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第50号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第51号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第52号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第53号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第54号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第55号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第56号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第57号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第58号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第59号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第60号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第61号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11．発議第1号

○議長（中村 実君）

日程第11、発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

1、2名削減の18人とする。

2、現行の3常任委員会を堅持する。

今年度後半から議会運営委員会を中心に議員定数に関して議会内で議論を重ねており、申合わせの今年度会期内に結論を出すべく、様々な角度から検討が行われ、各議員から意見を出し合っていました。

本来は、議員自らに関すること、それも議員定数に関して決めるとなると、それなりの根拠を示し、選挙民の意向をお聞きすることが大事であります。形として、市民による審議会等の設置が望ましいわけですが、今回は議会運営委員会の進め方に基づき、制約された期間内に結論を出すべく、真剣に検討を重ねてまいりました。

私たちは、来年4月の選挙を控え、議員定数は現在の20名から2名減の18名が妥当と判断するものであります。市民の皆様からは、定数が多い、報酬はもらい過ぎという声が先行しますが、議会の機能とは何か、議員の責務とは何かを正しく理解していただく努力をもっと重ねる必要があると考えています。その中で、より賢明な選択をするために、広範な資料や市内の実情を参考にし、現状維持がいいか、2名減がいいか検討いたしました。当市における8年前からの人口4,625人減少や行政職員の削減、さらに全国同規模人口5万人未満の平均実数17.1人、平均定数17.4人から見て、2名減という自主的な選択をすることにより、市民の一定の理解が得られるものと考えています。

定数削減により、議会のチェック機能はどうなるのか、市民の声が届きにくくなるのではないかというご意見もありますし、常任委員会の運営に関してもご意見がありますが、現行の3常任委員会を堅持することによって、議員自らが一人一人覚悟を持ち、今まで以上の努力をすることにより補えるものと確信いたします。

以上、今までの経過と提案理由の説明をいたしました。皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

お願いします。

今、定数削減の提案説明があったわけですが、お尋ねいたします。定数削減を機に、あるいは定数削減の暁の糸魚川市議会の姿をどのように描いているのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

糸魚川市の姿をどう考えるというか、総合計画を基に、もうじき行財政特別委員会でもありますが、長期財政見直しを見ると、令和3年度から繰上償還を実施し、減債基金を充当することになってきておりますが、その姿を見ながら、市民とともに、職員とともに頑張る姿が見えてまいります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

質問の回数が限られてるものですから、いろいろ質問できないので、何か今、抽象的なご答弁だったように伺いますけども、では、ちょっと次の質問に移ります。

先日、報道にあったんですけども、全国の町村議会議員の60歳以上の割合が75%でした。当市議会の場合どうかといいますと、60歳以上の割合は84%です。このような中で、私が思うに、人材の多様性という点から見ますと、今回の定数削減によりまして、立候補の条件が厳しくなって、そういう人材の多様性を確保するということが危ぶまれるのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

18人にすることによって、その中で切磋琢磨して、今まで以上の頑張ってもらう覚悟をそれぞれの議員が示すべきで、現行の3常任委員会を堅持することによって、議員自ら覚悟を持ち、今まで以上の努力をすることによって補えると、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

では、最後の質問になります。今まで以上の努力とおっしゃるんですけども、努力という精神論ですと、なかなか納得しかねる部分があるんですけども、議会の重要な機能である監視機能、これを18名の議員で、この監視機能がいかに担保されるのか、その点を伺って、最後といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

一人一人が、令和2年度の予算にもありますが、議員力を身につけ、一人一人が頑張っていくことによって、削減によって襟を正して、行財政改革も含めて、この財政状況の中、市民のニーズに応えるように頑張る努力であります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

現行20の議員定数を18にしたいということですので、伺いたいと思います。

最初に、人口と議員数について伺いたいと思います。15年前の2005年、平成17年3月19日に旧糸魚川市、能生町、青海町が合併し、新糸魚川市となりました。その際、合併前56名いた議員を30名にしましたが、そのときの住民基本台帳人口は5万968人でしたので、人口を議員数で割ると、1人当たり1,766人でした。合併前年は議員1人当たり922人でしたので、大幅に増えました。合併の4年後、議員定数を26に減らし、さらに4年後、20に減らし、現在の議員1人当たりの人口は2,100人くらいになっていると思います。

18にする案を出されたわけですが、そうすると、さらに議員1人当たりの人口が増えると思います。過疎化が進む中で、議員が地域や市民からますます遠くなるということにならないか心配ですが、人口と議員定数についてはどのようにお考えでしょうか。面積、広さもございます。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

人口については、先ほど提案理由の中で説明させていただいたように、全国5万人未満は平均で17.1の実数、定数が17.4人、これを見まして、18とさせていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

議会費に関連して伺います。全国比較できるように、普通会計歳出決算額で見ますと、合併前年の議会費の割合は1.0%、合併年度は0.7%、最近、最も近い決算である平成30年度の決算額で見ますと、議会費の割合は0.6%です。定数を減らせば議会費はさらに減ると思いますが、議会費は少なければよいとお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

行政改革、議会改革において必要なことだと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

議会改革について伺います。議員定数が少なくなればなるほど、議会のチェック機能、政策立案能力が下がらないように、一人一人の議員の質的強化が求められてくると思います。合併前の3分の1の議員で議会活動を行うということは、かつて様々な能力を持った議員の方々がチェックや政策提案していたであろうことを、3分の1となった議員がやらなければ、議会機能は低下するというのではないかと思います。先進的取組を行い、頑張っている議会では、市民から、議員定数はこれ以上減らさないでもらいたい、増やしたらどうかという意見も出ているということをお聞きしました。これらの議会では議会活動のレベルも高いと思いますが、糸魚川市議会から見れば、議員報酬も高いのに市民から理解されているのはなぜだろうという思いもございませう。議会のチェック機能、政策立案能力を上げるための議会改革についてはどのようにお考えか、提案者の中でそのような話はされていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

先ほどもありましたが、チェック機能は、現行の3常任委員会を堅持することによって、議員自ら一人一人覚悟を持って今まで以上の努力をする、議員力を上げることによって補えると思っておりますし、議員1人が地域ではなく広範囲、市民全体を見る中でレベルを上げていく必要があると思っております。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

古川であります。よろしくお願いをいたします。

私の質問であります、今ほど幾つか話が出ておりますけれども、皆さんのほうで8年前の状況も説明をされましたけれども、私どもは議会改革についてこの間論議をして、あるいは進めてまいりました。市議会議員選挙に対して多くの方々、あらゆる階層、あるいは多様な世代から立候補という意見も五十嵐議員の発言にも私はあったというふうに思っております。つまり、多くの人から議会に打って出てほしいというところがあったんだらうというふうに思います。しかし、20名から18名に減らすということになりますと、それだけ門が狭くなるわけですが、これを矛盾として考えてはおられなかったのか。皆さんの中ではどのような論議があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

最初は20、18両方ございましたが、先ほどありましたように、全国5万人未満の平均を見ますと17.1人、それで、先進地、西脇や丹波市とかを見て、かなりの削減でございました。女性、若者も打って出てほしいと言いましたし、矛盾は議論の中にはありましたが、その中で、削減で、すばらしい方々を出してほしいという議論がありました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

すばらしい方をとという話であります。私は20と18では、出よう、あるいは出てみよう、出たいという人の意欲が下がっていくというふうには思います。

現在の議員体制ではどのようなことが不備で、議会改革で2名、18とした場合はどんな点が改善されるのか、あるいはそれによって、議会改革を進めることによって、先ほども少しありましたが、議会としてどのような姿を、将来の姿ですね、お考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

行政改革も含めて、定員適正化で執行機関も職員も減らされている中、議会改革も含めて、行政改革、議会改革の一環として減少すべきでありまして、2人減となりますが、意見をまとめやすく、議事が簡潔に効率的に進められる、審議時間が短くなり効率的な運営ができると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

議員の削減を図って、その効果を議員の報酬に反映をする、あるいは今の議員報酬では低いのではないか、あるいは議員の待遇についても、やはり今の段階では議員として出るには余りにもリスクが高過ぎて、失うものが多い。したがって、それに対する立候補の意欲もそがれてしまうんだという話も、たしか議会改革の中では私はあったと思いますが、今回の理由の中に議員報酬の増額というのはうたわないのでしょうか。その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐議員。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

報酬については今回触れさせていただきませんでした。定数が決まり次第、議会運営委員会では取り上げていただけるものだと思います。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

定数条例改正案は、糸魚川市議会の議員定数を20から18に削減する案であります。幾つかの点から討論します。

平成の大合併により、2005年、平成17年3月19日に旧糸魚川市、能生町、青海町が合併し、新糸魚川市が発足いたしました。合併前の住民基本台帳人口は5万1,645人、3市町の議員定数合計56人、議員1人当たりの人口は約920人、普通会計歳出決算額が307億円、そのうち議会費は1.0%でした。合併時には議員を30人にしましたが、そのときの住民基本台帳人口は5万968人でしたので、人口を議員数で割ると1人当たり1,766人でした。2018年、平成30年の人口は4万3,148人、議員定数は、合併時30人を2回削減し20人、議員1人当たりの人口は約2,160人、決算では普通会計歳出決算額が289億円、そのうち議会費は0.6%です。

この間、特に新潟県においては、議員の定数が大幅に削減されました。全国的に次々に議員定数が削減されていき、住民の多様な意見を反映させていくことについて危惧する声も出ております。ご承知のように、地方自治体の主権者は市民であります。市議会議員は市民を代表してその声を市政に反映し、また、市長の施策に誤りがないようチェックする大事な役目があります。そのためには、議員数が一定程度確保されていなければなりません。市議会議員は市民と市政をつなぐパイプの役割を果たしているものであり、議員定数はこのパイプの太さを表すものと言うこともできます。

合併して15年、過疎、高齢化で自治会役員等のなり手がいないという声も聞きます。人口減少に地域差も出ております。このようなときに、市民と市政をつなぐパイプを細くするようなことをしてよいのかという思いがあります。

今、市議会議員に求められていることは、市民の切実な願いに応じて、市政の無駄を指摘して是正させ、市民負担をできるだけ軽減する市政を執行させることにあるのではないかと考えます。また、市民の皆さんの負託に応えるには、議員が日々研鑽し、市民に応える活動を強めることが必要と考えます。生活が厳しくなる中で、議員が果たさなければならない役割はますます重要になっていくと思います。景気は一向に回復しない。リストラで職を失い、医療費が上がり、年金は減る。政治家は一体何をやっているのかという声が根強くあります。このような市民の意見を生かすには、市民の意見の原因がどこにあるのかを見極めることが必要ではないでしょうか。

また、こうした市民の思いに応えるには、議会の行政に対するチェック機能、政策立案能力等、質的向上が必要ではないでしょうか。一般的に、少ない議員定数は大会派に有利に、無党派など少数会派には不利に働き、結果として、議員定数削減は広範な意見を切り捨てる結果となります。それは、市民が市政に参加する権利を狭めることになりかねません。

以上のことから、今求められているのは、議会のチェック機能、政策立案能力を高めるための取組、議会活動の基本的な研修、議会の広聴活動の強化に取り組むことにあるのではないかと考えます。議員定数削減については、現行を維持し、議会の質的強化に取り組むべきと考えますので、本削減発議には反対であります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

東野議員。〔2番 東野恭行君登壇〕

○2番（東野恭行君）

清政クラブの東野です。

糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、清政クラブを代表して、賛成の立場で発言させていただきます。

議員数が一人でも多ければ多いほど、多くの目によるチェック機能、多様な人材によって闊達な議論がされ、そのことが未来の糸魚川のためにもなり得るとも考えられますが、議員に対して第三者による人事考課と、その基準がない以上、議員間の都合ではなく、人口減少社会に応じた適正な人員数の判断を示す必要があります。

削減提案の理由として、2013年4月の議員定数削減における条例適用から、令和3年の選挙時で8年間が経過、見直しの時期としては妥当であること。全国市議会議長会、平成30年12月31日現在の市議会議員定数に関する調査結果で、5万人未満の規模の市の平均議員数は17.1名、糸魚川市においてはその平均を上回っているということ。糸魚川市長期財政見通し、2019年から2025年の7年間の間で、糸魚川市は2億9,800万円にも及ぶ人件費削減を見通しているということ。ちなみに、この推計は会計年度任用職員制度が適用される前の推計であ

ることをご了承ください。この3つの点から、糸魚川市議会においても定数削減による歳出削減の姿勢と、あらかじめの緊縮財政の措置を市民の皆様にお示しする必要があると考えます。

なお、2025年は団塊の世代が後期高齢者の年齢を迎え、その先の福祉にまつわる扶助費なども増大すると考えられます。さらに加速するインフラの老朽化と人口減少に見合った社会資本整備が求められる中、今後30年持続可能なまちを目指すためには、糸魚川市の746.2キロ平方メートルもの広大な市域を最小限の固定費で賄うための研究が必要であると考えます。

市議会議員の本来の役割は、自身が居住する地域にとらわれず、広い視点で広い市域における社会問題を調査研究し、行政と密に情報共有することで、新たな制度や仕組みを生み出す、そこから二元代表制によって法律や予算などを審議、決定することであると考えます。糸魚川市議会では女性や若い議員のなり手について議論されております。女性や若い議員のなり手を糸魚川市議会が本来に求めているのなら、本来、報酬の在り方や定数の在り方ではなく、仕事のやりがいをお伝えすることが現職議員の役割であると考えます。

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、私の賛成討論を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

議会運営委員会において議会改革に関して議論し、他市議会の状況把握が必要として、兵庫県西脇市議会、丹波市議会への市外調査を行ってまいりました。その経過を踏まえた上で各会派の意見表明が出されていましたが、議会運営委員会と議員全員協議会では、議員定数の削減や現状維持などの議論が必ずしも深まったとは言えない状態にあります。昨年、次期市議会議員選挙に向けて議員定数を3月中に決めるとした日程の制約があり、結論を急ぐ余り、議論の深まりが進んでいない状況での議員定数改正提案と受け止めざるを得ないところであります。

市民ネット21は、二元代表制の下、市民から負託を受けた議員として、市長、行政執行機関に対して監視機能や検証・評価機能を最も重要な仕事と位置づけて、公正性と透明性、情報公開に努めることを念頭に、職責を果たす活動を進めてまいりました。私たちは定例議会が終了するごとに、一般質問で提言した要旨と自分の考え、その結果を地域の皆さんに会報で報告をしてまいりました。地域での小集いに声をかけていただき、集まってもらう中で、行政の動きや議会の様子を報告し、意見を交わしてまいりました。一般質問の材料は住民の皆さんの意見から展開することがほとんどであります。今までの地域の関係の中では、議員が地域や市民の意見を聞いて活動している姿勢や、意見をまとめて市政に反映する姿が見えていれば、定数を削減する必要はないとの声であります。

私たちはこの活動の全てが議会基本条例に当てはまっているとは思いませんが、少なくとも昨年

の市外調査において研修したことは、議員としての資質向上や研鑽を重ねて、市民に向き合い、市民生活の充実や市民福祉を推進し、市政に反映する議会、議員の取組姿勢が重要であり、それが議会改革を進める基本になるということではなかったかというふうに考えます。

議員の削減は、この広い3地域の糸魚川市において市民、住民の意見を取り上げて精査し、確実に市政に反映するためには、各地区に根を張る多くの議員が必要であり、これ以上の議員定数の削減は、市民の議会に対する必要性や議会の存在意義の意識低下、認識低下につながっていく弊害を生み出すものと思います。

さらに、議会は合議機関であり、多様な意見や考え方をを持った議員で構成されることが重要であります。あらゆる地域、若者や子育て世代の男性、女性、老若男女の世代間の新しい議員が当選することによって、議会の活性化が図られることが求められております。しかし、議員定数の削減は、多様な立候補者の可能性を狭めることにつながり、現職議員の固定化につながっていくものと考えます。

議員定数の削減は、人口減少や市の財政縮減、職員の削減について、その理由が上がっておりますけれども、人口減少と議員の役割を一緒にして議員定数削減の理由にするべきではありません。自治体の仕事は、この間の地方分権改革などで量、質ともに増加をしており、議会の監視やチェックは提案事項の増加などで多岐にわたり、むしろ一議員としての役割と責任は増えているのであります。議員を2人削減して財政削減を図るには、わずかな削減効果でしかありません。議員削減で市民の声を市政に反映する市民参画の力を弱め、市政の監視・チェック機能も弱めることにつながり、むしろマイナス効果が大きいのであります。

同時に、議員報酬の低さも子育て世代の議員立候補を阻害する大きな要因になっているとの認識も共通の意見として上がっておりました。議員削減をする理由に、議員報酬増額、議員待遇改善など、リスクを改善していくための取組を上げていないのは理解できないところであります。議員削減で、議会が市民に対して存在感を明確に示していくことにつながらないのであれば、他市町村の削減状況の流れに乗った横並び削減であり、単なるパフォーマンスになってしまう懸念が強いのであります。

現在の議員体制でやらなければならないことは、議員力を上げて資質向上を目指す研修の充実と、市民に向き合い、市民の意見・要望を市政に反映していく市民参画型議会を目指して、政策形成や積極的な情報公開に結びつけていく議会改革が求められているものと思います。さらに、市政への監視機能、チェック機能を強めていくことこそ急ぐ課題であり、議会基本条例を議員自ら体現していくことにほかならないと思います。

以上の観点から、議員定数削減には賛成できませんので、発議第1号に反対といたします。

以上であります。

○議長（中村 実君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、現行の議員定数20人から18人とする発議第1号に賛成の立場で討論を行います。

現行の議員定数20人は、新年度を含めて2期8年間となります。これまでの間の人口減少とともに、平成17年の合併のためにつくられた3つの地域審議会も令和2年3月末日で解散となります。つまり、新市となってようやく一体化がなされたというふうを受け止めております。また、社会背景としましては、民間はもとより、行政機関においても人手不足の感は否めません。ある意味議会においても例外ではないというふうに考えております。

これまで7年間で一般質問の回数や提案の理由、提案内容、また、各委員会における委員の発言回数、質問の内容を見れば、私は18人でも可能と考えております。そして、市の面積が広く、市民の声を一人でも多く聞き取るという議員の役目については、20人を単に温存するのではなく、あえて議員2人分を減員し、議員自らしっかり汗をかき、真剣に市民ニーズに応える覚悟を決めるよいタイミングと考えております。

さらに、平成30年12月30日現在の5万人未満の全国の市議会の平均定数は17.1となっております。今回はその人数を下回っていないことも評価しております。

また、AI、IoT、5Gなどの最新技術が導入される時代に当たり、市民ニーズの聞き取り方も様々な工夫をすべき段階になっていると考えます。

定数18人になるならば、3常任委員会の定員は各6名となることから、まさに少数精鋭型の委員会となります。改選後の議員においては、市民と行政に対して機動力を持って議員活動を行うことが要求されます。そこが今回定数減の目的とも言えます。

そして、今回の発議は地域代表型の選出タイプから広域的選出にスライドさせる意味もあります。

したがって、定数の18人と3常任委員会を堅持するこの発議につきまして、賛成とさせていただきます。議員各位におかれましては、発議第1号に賛成していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

糸魚川21クラブ、田原 実です。

発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議員定数を18名へと改正することに賛成の立場で討論いたします。

議員定数を20名から2名削減する適正化は、市民の様々な意見の反映や行政監視において、議会機能の弱体化を招くのではないかと懸念もある中での苦渋の選択と言えます。私たちが8年前に議員定数を改正し、20名に削減したときには、その理由を、糸魚川市の少子高齢化と人口減に対して議会自らが率先して取り組む行政改革としました。同時に、議員の資質向上と各委員会の活動による民意の反映がなされる議会を目指すとしました。さて、その成果はあったのか。改めて議

員定数を論じるこの場でこれまでの私自身の働きを反省をして、議員定数を削減し、並びに3常任委員会とする理由を申し上げます。

糸魚川市の人口は、前回の定数改正がありました8年前から今年までで約4万7,000人が約4万2,000人となり、約1割減りました。そして、さらなる人口減少と地域経済の縮小が進んだ場合には、市財政への影響と行政サービスの財源確保が困難になることが懸念されています。この状況を改善すべく、これまで様々な策を立ててまいりましたが、人口減少の勢いは止まらず、このことは市長、行政の責任でもあり、同時に、二元代表の一翼を担う議会の責任でもあります。この政治責任において、まずは議員が我が身を切って市民に反省の意を示す必要があると私は考えます。

加えて、この先5年後の人口が4万人を割り込むと予想される糸魚川市において、議会が市民に必要とされる議会となるためには、単に議員の数の問題だけではなく、議員のさらなる資質向上とさらなる議会改革を進めていく必要があると私は考えます。

併せて、市民の様々な意見の反映や行政監視のためには、最低3つの常任委員会を設置して、議員は専門的な見地に立って行政課題と向き合い、課題解決に向けて行動し、経過と結果を市民に公開する必要があると私は考えます。したがって、次期議会での3つの常任委員会を構成するために、各常任委員会を6名とした場合には、必要な18名の議員定数は最低確保されていくべきと考えます。

以上の理由により、議員定数を18名、3常任委員会を設置する発議案に賛同し、発議第1号についての賛成討論といたします。

○議長（中村 実君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

市民・いといがわ、一緒に歩こう会を標榜し、そして日頃訴え続けております吉岡であります。今日こういった機会を与えていただいたことを本当にありがたいと思っております。

今日、今、質疑という形でお三人、それから反対賛成論議がありましたけれども、私を入れると6人ありました。5人ありまして、今私しゃべってますけど、これはどっちへ行っても、数がどうの、賛成がどうの、反対がどうのということじゃなくて、目指すところは、一人一人の議員がどれだけ一人一人の市民に向かい合えるか、それが問われている非常にいい機会だと私は思っております。そういった気持ちで、今回の発議案について賛成ということをおっしゃさせていただきます。糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですけれども、賛成の立場で討論をさせていただきます。

前置き、ちょっと言いましたけれども、本当にこれ、どっちへ採ったって言っていることはみんな立派なんですよ。本当に。その辺を私ね、一番訴えたい。まず大きく1つ、そこで若干、今度は私流の本論に入りますけれども、大きく1つ、私たち糸魚川市民、1人は1人。女だろうが、男だろうが、年寄りだろうが、若い者だろうが、弱かろうが、強かろうが、大勢だろうが、小勢だろう

が、金持ちだろうが、貧乏だろうが、主題の議員定数問題は根っこはそこに私はあり続けると思っております。

ということで、本論ですが、今の20人制を決めたのは、先ほどもどなたかも、複数の方言われましたけれども、平成24年6月11日本会議、出席議員全員、25人、議長は除かれますけれども、の投票で決まりました。定数20人の発議案が13人連署という形で提出されて、これを記名投票で、過半数の13人賛成ということで決まりました。22人案も上程されておりましたけれども、20人案が可決されたため、表決には至りませんでした。

私は当初からずっと18人がベストと訴え続けてきました。18人により近い20人可決への道につながるよう努めました、当時。当初から私が続けております主張、それは、せっかくの場をいただいてしゃべらしてもらい、本当に私ありがたいと思っておりますけれども、1つは、議員は一部利益を追い競い合うより、全体利益をどう高め合うかを市民に問いかけ、活動すべき立ち位置にある。2つは、結果、議員間に理念そのものを重視し合う空気が醸成される。結果、議会の一番大事なことですけれども、行政チェック機能を高め合える。3つが、理念重視は弱者、少数者重視につながります。つながらざるを得ない。結果、議員、議会がより市民のものに近くなる。これも先ほどいرونな方が言われました。近くなると。それから4つ目が、結果、大きな無駄遣い、これは行政ばかりじゃないかもしれませんが、行政というのは大きな財源を持って動いているわけですから、そこをきちっとチェックしなきゃ駄目なんですから、そういった意味で、行政に許さない議員が醸成されやすくなっていく。5として、結果として、様々な市民の中から様々な人材が議会を目指しやすくなっていく。そういう土壌が醸成されていきます。でした。私の考え方は。この考え方は今も全く変わっておりません。

繰り返しますけれども、私はこれまでもずっと繰り返してきましたけれども、言ってきましたけれども、やみくもに減らしさえすればではありません。ですから、18であろうが、20であろうが、それぞれみんな自分の理念を持って訴えているんですから、みんな正しい、私は正しいと思うんです。それなりに。だから、減らしさえすればではないんです。私が目指し続けているのは、駄目、あるいはおかしいが言い合える議員、議会あってこそその行政なんだということです。そんなもの当たり前、市長もそこで聞いておられるけれども、市長であろうが、議員であろうが、同じだと思う。傍聴の方もおられますけれども、みんな同じだと思う。数と勢い頼みが、それが頼りの行政にしてはならない。私はその一言に尽きます。

ということで、改めて言わせていただきます。今回の動きが結果として、政策の根っこ重視型議員・議会、そして行政監視機能重視型議員・議会への道だと確信しております。訴えさせていただきます。

さらに、いま一つ言わせていただきます。今回の発議案第1号に強く賛成討論をさせていただく大きな引き金といいましょうか、理由、根拠になったのを申し上げさせていただきます。それは、発議案提出の中で強調されておりました2つ目のほう、1つ目はもちろんありましたけれども、2つ目の現行の3常任委員会制を堅持すると、こういうことを明らかにしております。ほかの方々も取り上げられました。

私は冒頭からるる、冒頭というよりも、ずっと言い続けておるんですが、るる申し述べさせてもらっておりますけれども、各議員一人一人、駄目は駄目だよと、おかしいものはおかしいよと、を、

数とか流れとかの勢いに乗ることなく、臆することなく、思うことを出し合う、述べ合う場として最適な、いわゆる与えられた常任委員会制です、を活用していく。醸成していく。先ほど来皆さんもそれを取り上げておりましたけれども、そういった場としてこの議会を、あるいは与えられた議員という職責を全うし合っていこうじゃないのと。年も関係ない、男も女も関係ない、何も関係ないです。そういう思いで市民、主権者である市民一人一人に訴えていこうじゃないかと、あえてこの場所で言わせていただきます。

このことを私たち、議員活動あるいは議会活動の根幹に据え、行政執行に対応していこうではありませんか。難しいかもしれませんが、大変かもしれませんが、市行政をつくり上げていこうではありませんか。それこそが、20人だろうが、18人だろうが、せっかく選んでもらった私たちの一番の責務だと、私はこう思っております。

何回も言うようだけれども、20人が絶対で、18人が絶対でなんて言っているつもりはありません。本当に一人一人が自分の思いを出せるような、そのための二元代表の一方である。だったらそれを十分活用していこうではないかということ言わせてもらって、私はここで全部自分の思いを原稿としてざっと書いたんですけども、そうなんです。

だけど、きょうお三方の質問、あるいは、私を含めてですが、6人、賛成、反対、その一番訴えたかったのは、冒頭から申し上げておったような、いわゆる中でも出てきましたけれども、人口減少にどう対応するんだとか、議員の数がどうだとか、議会の広報広聴はどうだとか、そういういろんな問題が出てきてる。もう現に。この場でさえ。こういった問題を取り上げていく一つのきっかけとして、何回も言いますけれども、今回の場を、一人一人、私たち今、お一人が欠けていますけれども、19人でやっていこうじゃないかと。取り上げていこうじゃないかと。訴えていこうじゃないか、市民に。もちろん二元代表の一方である、市長、笑って聞いているのか、感心して聞いているのか知らんけれども、そういうことを訴えさせていただきたい。これをぜひお願いしたいんです。お願いすると言ったらまずいですね。賛成討論なんだから。そういうことを私訴えたい。訴えさせてもらいたい。

以上で終わります。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中村 実君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中村 実君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（中村 実君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、点呼に応じ、順次投票願います。

もう一度申し上げます。議員定数を18人とする本案に賛成の議員は白い票を、反対の議員は青い票を投票してください。間違いのないよう慎重に投票願います。

それでは、これより点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、平澤惣一郎議員、2番、東野恭行議員、3番、山本 剛議員、4番、吉川慶一議員、6番、滝川正義議員、7番、佐藤 孝議員、8番、新保峰孝議員、9番、田原 実議員、10番、保坂 悟議員、11番、笠原幸江議員、12番、斉木 勇議員、13番、高澤 公議員、15番、田中立一議員、16番、古川 昇議員、17番、渡辺重雄議員、18番、松尾徹郎議員、19番、五十嵐 健一郎議員、20番、吉岡静夫議員。

以上であります。

〔投票〕

○議長（中村 実君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中村 実君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、山本 剛議員、6番、滝川正義議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔3番、山本 剛議員、6番、滝川正義議員 立ち会い〕

○議長（中村 実君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち白票 11 票、青票 7 票。

よって、発議第 1 号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については可決いたしました。

投票用紙回収のため暫時休憩いたします。

〈午後 2 時 15 分 休憩〉

〈午後 2 時 16 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 12. 閉会中の継続調査について

○議長（中村 実君）

日程第 12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和 2 年第 1 回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねて一言ご挨拶を申し上げます。

去る 2 月 25 日から本日までの長期間にわたり、令和 2 年度予算を初め多数の重要案件を慎重にご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に 5 点についてご報告申し上げます。

最初に、健康づくりセンタープールのオープンについて、ご報告申し上げます。

健康づくりセンターはびねすに隣接して整備を進めてきた屋内温水プールが2月25日に竣工いたしました。3月26日木曜日に竣工式を行い、4月1日にオープンいたします。既存のはびねすの施設とあわせ、健康づくりの拠点として、より多くの市民から親しまれ、ご利用いただける施設となるよう、管理運営に努めてまいります。

2点目に、ごみ処理施設の竣工について、ご報告申し上げます。

平成29年9月から整備を進めてまいりました次期ごみ処理施設が3月31日に竣工し、竣工式を4月27日月曜日に行う予定であります。今後も適正かつ安全な管理運営に努めてまいります。

3点目に、翡翠文学賞受賞作品集の市内販売について、ご報告申し上げます。

平成30年度に実施いたしました第1回翡翠文学賞について、このたび最優秀賞1編と優秀賞2編の計3編を1冊の本にまとめ、翡翠文学賞受賞作品集を作成いたしました。この作品集は4月1日より、糸魚川市役所及び能生、青海事務所、フォッサマグナムミュージアムにて、1冊1,000円で販売いたします。また、市内図書館で貸し出すほか、市内の小中高等学校等への配布を予定いたしております。当市固有の資源であるひすい及び奴奈川姫を題材とした小説をぜひ市民の皆様からお読みいただき、当市の魅力を再発見していただければと思っております。

4点目に、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策連絡会議の開催について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市内経済にも大きな影響が出ており、国、県の緊急対応策等の支援も示されていることから、それらを迅速に活用できるよう、関係機関と情報共有を諮り、支援体制を構築するため、30日月曜日に経済対策連絡会議を開催いたします。事態が刻々と変化する中、関係機関との連携を初め、的確に対策を講じてまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例及び都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。また、令和元年度予算につきましても、歳入歳出の整理補正及び新型コロナウイルス対策に係る増額補正を行いたいことから、3月31日に専決処分を行う予定であります。なお、新型コロナウイルス関連の現段階でのこの対応については、別紙資料にまとめてありますので、ご確認ください。

以上、5点についてご報告申し上げます。議員各位を初め市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和2年6月市議会定例会の招集日を6月8日月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

これをもちまして、令和元2年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時21分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員